

総社市告示第14号

総社市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成22年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条とし、移動条項等に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(交付対象児) 第3条 略 2及び3 略</p> <p>(交付申請)</p>	<p>(交付対象児) 第3条 略 2及び3 略 <u>4 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月にあっては前年度）における対象児又は世帯員のうち市民税所得割額の最多納税者の当該納税額が46万円以上の場合は対象外とする。なお、所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>(交付申請)</p>

改正後					改正前				
<p>第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する交付申請書類の内容について、岡山県身体障害者更生相談所に難聴児補聴器購入費等助成金交付判定依頼書により補聴器等の構造及び機能等に関する技術的な意見を求めたうえで、難聴児補聴器購入費等助成金交付判定書の内容を踏まえ、審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(補聴器等の購入)</p> <p>第7条 略</p> <p>(助成金の請求及び支払い)</p> <p>第8条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>					<p>第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>対象児の属する世帯全員の所得証明書</u> (所得審査)</p> <p>第6条 市長は、申請書により対象児の属する世帯全員の所得状況を調査するものとする。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第7条 市長は、第5条に規定する交付申請書類の内容について、岡山県身体障害者更生相談所に難聴児補聴器購入費等助成金交付判定依頼書により補聴器等の構造及び機能等に関する技術的な意見を求めたうえで、難聴児補聴器購入費等助成金交付判定書の内容を踏まえ、審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(補聴器等の購入)</p> <p>第8条 略</p> <p>(助成金の請求及び支払い)</p> <p>第9条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 略</p> <p>別表（第4条関係）</p>				
種目	種類	1台当たりの 基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数	種目	種類	1台当たりの 基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
補聴器	軽度・中等度難聴用 ポケット型	53,500	① 補聴器本体 (電池を含む。) ② イヤモールド 注1) イヤモールド を必要としない 場合は、基準価 格から 9,500円	略	補聴器	軽度・中等度難聴用 ポケット型	50,600	① 補聴器本体 (電池を含む。) ② イヤモールド 注1) イヤモールド を必要としない 場合は、基準価 格から 9,000円	略
	軽度・中等度難聴用 耳かけ型	55,900				軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900		
	高度難聴用ポケッ ト型	53,500				高度難聴用ポケッ ト型	50,600		
	高度難聴用耳かけ	55,900				高度難聴用耳かけ	52,900		

改正後				改正前			
	型		を除く。		型		を除く。
	重度難聴用ポケット型	68,500	注2) 乳幼児用の場合は、基準価格に5,800円を加算できる。		重度難聴用ポケット型	64,800	注2) 乳幼児用の場合は、基準価格に4,500円を加算できる。
	重度難聴用耳かけ型	80,700			重度難聴用耳かけ型	76,300	
	耳あな型 (レディメイド)	92,000	略		耳あな型 (レディメイド)	87,000	略
	耳あな型 (オーダーメイド)	144,900			耳あな型 (オーダーメイド)	137,000	
	骨導式ポケット型	74,100	略		骨導式ポケット型	70,100	略
	骨導式眼鏡型	134,500	略		骨導式眼鏡型	127,200	略
	骨導式カチューシャ型	220,000	略		骨導式カチューシャ型	180,000	略
	軟骨伝導補聴器	185,000			軟骨伝導補聴器	175,000	
補聴援助システム	送信機	135,400	略	補聴援助システム	送信機	98,000	略
	受信機	97,300	略		受信機	80,000	略
	オーディオチュー	5,250	略		オーディオチュー	5,000	略
備考				備考			
<p>1 補聴器のうち、骨導式カチューシャ型及び軟骨伝導補聴器は、対象児の障がいの現症や生活環境その他真にやむを得ない事情により、他の補聴器では対応できない場合に限り、対象とする。</p> <p>2 補聴援助システムの電波方式は、限定しない（FM型及びデジタル型ともに対象とする。）。</p>				<p>備考 補聴器のうち、骨導式カチューシャ型及び軟骨伝導補聴器は、対象児の障がいの現症や生活環境その他真にやむを得ない事情により、他の補聴器では対応できない場合に限り、対象とする。</p>			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。